

平成27年7月9日

第1回総合教育会議  
議事録

文京区

## 第 1 回総合教育会議議事録

日時：平成 27 年 7 月 9 日（木）午後 1 時 30 分

場所：教育委員会室

「出席」

文京区長	成澤廣修
文京区教育委員会	
教育長	南新平
教育長職務代理者	清水俊明
委員	権山紘一
委員	田嶋幸三
委員	坪井節子

「説明のために出席した区職員」

企画政策部長	佐藤正子(事務局)
企画課長	竹越淳(事務局)
教育推進部長	久住智治
庶務課長	加藤裕一

## 平成27年度 第1回総合教育会議次第

日時：平成27年7月9日（木）午後1時30分

場所：教育委員会室

### 1. 開会

### 2. 議題

(1) 「文京区総合教育会議運営基準（案）」の決定について (資料第1号)

(2) 総合教育会議・大綱について (資料第2号)

(3) その他

### 3. 閉会

## 1. 開会

○成澤区長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、平成 27 年度第 1 回総合教育会議を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(13:34)

○成澤区長 最初に、本日は傍聴の方がお見えですが、法律に総合教育会議は公開とすることが定められておりますので、「文京区総合教育会議運営基準」の審議の前ではございますが、入場いただいていることをご報告いたします。

会議を始めるに当たりまして、簡単な自己紹介をしていただければと思います。

私は区長の成澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、南教育長からお願いいたします。

○教育長 昨日付けで区長から教育長の任命を受けました南と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○樺山委員 教育委員の樺山でございます。よろしくお願い申し上げます。

○清水委員 教育委員の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田嶋委員 教育委員の田嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○坪井委員 教育委員の坪井です。よろしくお願いいたします。

○成澤区長 このほか事務局職員並びに関係職員が同席をしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 2. 議題

### (1)「文京区総合教育会議運営基準（案）」の決定について

○成澤区長 それでは、本日の議事に入ります。お手元の次第に沿って進めてまいります。

初めに、「文京区総合教育会議運営基準（案）」についてです。法律では、総合教育会議の運営に関して必要な事項は総合教育会議が定めると規定されております。

そこで、運営に係る基準案を事務局に作成させましたので、事務局からご説明いたしました後、ご意見をいただきたいと思っております。

それでは、事務局から資料第 1 号について、説明をお願いします。

○企画政策部長 それでは、資料第 1 号をご覧ください。文京区総合教育会議運営基準（案）

でございます。

第1条の趣旨にありますように、この基準は、文京区総合教育会議の運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。法で定められたものについての記載のほか、運営に当たりましては、教育委員会会議規則等と同様の記載としております。主なところをご説明いたします。

第3条、会議は区長が招集いたします。第2項で、教育委員会から招集を求められた際の手続を記載させていただきました。

第4条、会議は公開です。非公開とすることができる各号については、法で定められております。また、その場合のただし書き「構成員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは」というのは教育委員会の場合と同様でございます。

第6条、必要に応じて関係職員を出席させることができるという点も、教育委員会と同様でございます。

第8条、こちらに会議の傍聴を設けております。ここに記載の手続等、裏面まで続いておりますけれども、教育委員会傍聴人規則と同様の記載とさせていただいております。なお、本日に、傍聴券の交付等の形をとらせていただいております。

裏面の第9条の議事録は、記載事項は教育委員会に倣っております。

第10条、事務局は企画政策部企画課ということで定めさせていただいております。

基準案の説明は以上です。

○成澤区長 ただいまこの会議の運営に関する基準についてご説明をいたしました。

ご意見、ご質問等ございましたら、ここでお願いをいたします。

よろしゅうございますか。——それでは、ご承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○成澤区長 ありがとうございます。それでは、(案)を削除していただき、今後この基準に基づいて会議の運営を行ってまいります。

## (2) 総合教育会議・大綱について

○成澤区長 次に、議題の(2)「総合教育会議・大綱」についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○企画政策部長 それでは、資料第2号をご覧ください。総合教育会議・大綱についてです。

まず、総合教育会議についてです。1に記載の「設置目的」、2の「協議事項」は、法に定

められたとおりでございます。地方公共団体の長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に設置いたします。その協議事項として、①に「教育の振興に関する施策の大綱の策定」がございます。3のスケジュールにありますように、本年度は、この大綱の策定のため、3回程度の開催を予定しております。

次に、その大綱ですけれども、策定に当たりましては、総合教育会議で協議・調整することが必要とされております。定義にありますように、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針」ということで、詳細な施策の策定を求めるものではございません。

また、地域の実情に合わせて策定されるものでありまして、記載事項については、地方公共団体の判断に委ねられております。必ずしも、教育、学術、文化の振興に関すること全てを網羅的に記載する必要はなく、ただし、教育に関する施策については記載する必要があるということでございます。

なお、地方公共団体が策定する教育振興基本計画をもって大綱に代えることも可とされております。

そこで、2の「方向性」ですが、本区では、教育委員会において、平成26年3月に「文京区教育振興基本計画」が策定されております。その振興基本計画を大綱のベースとする方向性をお示ししております。

ここで、右の5の「『教育振興基本計画』3つの視点」をご覧いただきたいと思います。振興基本計画においては、子どもたちの生きる力を育むため3つの視点を掲げ、その視点に基づく取組の方針を記載しております。その上で、取り組むべき施策についての今後の方向性と個別の施策と、細かく体系化されていくというつくりになっております。

大綱においては、この視点部分を引用するというので、資料の2ページをご覧いただきたいと思います。2ページのほうに、振興基本計画に記載されたこの3つの視点とその視点に基づく取組の方針をそのまま引用させていただきました。こちらをベースとするという考え方でございます。

その上で、もう一度1ページにお戻りいただきたいと思います。2の「方向性」の続きですが、振興基本計画の3つの視点を引用した上で、本区の実情に合わせた記載を追加したいと考えております。

本年3月に策定しました「子育て支援計画」から、「放課後全児童向け事業」と「区立幼稚園の認定こども園化」についての記載を、そして26年10月から施行されております「文京区いじめ防止対策推進基本方針」を踏まえた記載を加えることを検討したいということで書かせていただきました。

対象期間は平成27年度から30年度、振興基本計画が30年度までということですので、そちらを期間とした大綱と考えてございます。

説明については以上でございます。

○成澤区長 ただいま事務局から総合教育会議と大綱についての説明をいたしました。

これに加えて、資料第2号の3ページをご覧いただきたいと思います。「課題（大綱への記載検討事項）」となっているところです。教育委員の先生方には、教育振興基本計画を教育委員会として決定をいただいておりますが、その後に、区長部局で今年の3月、文京区地域福祉保健計画の分野別計画である「子育て支援計画」を策定いたしております。

その中で「放課後全児童向け事業」、「区立幼稚園の認定こども園化」について今回記載をいたしております。この間、文京区では育成室を中心に行ってまいりましたが、昨今の児童における状況等も鑑みて、特に就労要件がないご家庭についても、放課後の対応についてしっかりとした対応をとっていこうという考え方から、「子育て支援計画」の中に、5年で小学校20校全校実施ということの内容とする放課後全児童向け事業を入れております。

このことは、教育委員会のみならず、現在の役割で言えば、区長部局にございます男女協働子育て支援部と教育委員会の密接な連携なくしては、5年で20校全校実施というものは果たせないと思っております。このことについても大綱に記載をしてはどうかと考えております。

加えて、区立幼稚園の認定こども園化です。教育委員会で、区立幼稚園における夕方の預かり保育延長、そして夏季休業中の預かり保育等々、時間の延長等についてご努力をいただいておりますが、この間、保育園の待機児童が毎年100人程度という状況が、どんなに待機児童対策を行っても続いてきております一方で、幼稚園の3歳、年少さんのところで、希望しているけれども区立及び私立にも入ることができない。保育園の待機児童はゼロ歳から5歳まで全学年を足して100人程度という形ですが、それをはるかに超える二百数十人が、年少という1つの年齢層に限っても発生している。4、5歳ではそれが当然吸収されるわけですが、3歳児のところでは大きな不足が出ているという状況があります。今回、区立幼稚園を認定こども園化する中で、その解消を図れないかということを狙っております。

その際には、園舎の改築や給食等の提供による施設整備、食事の提供方法も含めて総合的に検討しなくてはならないということもあるほか、地域バランスや公私間での役割分担等複雑な要件が重なり合いますので、慎重なご議論をお願いしながら、大綱に記載をしていきたいということでございます。

加えて、いじめ問題の対応です。総合教育会議そのものが、天津市の不幸な事件を1つのきっかけにしていることもございますし、今般、文京区いじめ防止対策推進基本方針を策定したこともあり、大綱の中でもいじめ問題への的確な対応を位置づけたいと考えております。

現行の教育振興基本計画に加えて、私が区長として大綱に盛り込みたいと考えていることはこの3点でございます。

その点を踏まえた上で、委員の皆様方からご意見、ご質問等がございましたら、お願いをいたします。

**○坪井委員** 今、区長からお話がありましたように、この総合教育会議自体が天津のいじめ事件を背景に制定されたものだということになるわけですが、そもそも教育委員会不信というのが、いじめ問題に対する対応としてあった。そこに首長と協働することによって、子どもたちをいじめから救おうという背景だったろうと思います。

ただ、教育という問題に関しては、やはり教育の専門家である学校現場の教員の方たち、また子どもたちを育てる保護者の方たち、専門的なものが大変強いものがあると思っています。この制度ができるに当たって懸念されていたのは、子どもたちに寄り添って教育をつくっていこうとしているそうした教育現場の人たちに対して、教育委員会あるいは教育総合会議が上から目線で、そこに介入していく。特に首長は時に応じてかわるかもしれない。それによって、教育政策が、この総合教育会議があるために大きく変動されたのでは現場はたまらないという懸念がずっとあったわけです。

そういうことも含めて、行政として子どもたちのための施策として大綱をつくるにしても、教育については現場の先生方あるいは保護者の方々の意見がベースであることが一番大切なんだという方針を示して安心させていただきたい、それが1つあります。

もう1つは、いじめの問題をきちっと大綱に入れていただいているということは、とても大切なことだと思っています。そこにも書いていただいています子どもの権利保障、この総合教育会議のいろいろな目的において一つひとつ子どもたちの権利保障、子どもたちの最善の利益保障というところが最優先課題になるという形で、常に議論を進めていただければ、先ほどの



懸念が杞憂に終わることになるかと思っておりますので、その点について区長のご意見も伺っておきたいということがございます。

具体的なことで、もう1点だけ。私が不勉強で申しわけないんですが、放課後全児童向け事業と現在の学童保育の事業との関係がどういうふうになっていくのかというところをご説明いただければと思います。

○成澤区長 前段の2点について、首長が教育現場に政治的な介入をしようというつもりは毛頭ございません。今回、大綱への追加をしたいと申し上げた2点は、教育委員会の現場だけでは解決がこれまでできていなかった文京区全体の課題としての放課後全児童のものと、認定こども園化によって、これまで抜け落ちていたものに対する施策の対応をしたいということです。このことについては政治性を伴うものではございませんし、教育行政の中立性に対して何らかのセーブを与えるものでもないと思っております。

いじめ問題の対応については、まさに坪井先生おっしゃっているとおり、子どもの人権を第一に行うということは当然のことでありまして、そのことについてはその方向で進めてまいりたいと思います。

全児童向け事業とこれまでの学童保育の一番の違いは、親が就労しているかしてないか。23区の中でも、幾つかの区では、文京区で言う育成室、いわゆる学童保育をやめて全て放課後全児童向け事業に一本化しているという自治体もあります。コスト的にはそちらのほうが安いだろうとも言われていますし、いろいろな考え方があって、そういう方向性になっている自治体もどちらかというが増えてきているのが、23区の方向性なのかなと思います。

ただ、私どもとしては、この間、育成室が地域の中でしっかり根づいていますし、文京区の学童保育事業は全国的に見ても非常に水準の高い位置にあると認識しております。かねてより就労要件のある方についての1年生から3年生まで、障害をお持ちのお子さんについては6年生までの学童保育事業はしっかり堅持する。その上で、そうでない子どもたちが、今までは学校から帰ったら児童館か家庭か、どこかで遊びなさいというわけですが、都市化が進んでいて、道路で遊んでは交通安全上の問題があるし、遊び場もない。そういう状況の中で、学校の校庭や体育館や図書室などさまざまな空間が、放課後の子どもの生活の場として一定、親の就労のあるなしにかかわらず、提供していくべき場だろうということから、今回、放課後全児童向け事業を育成事業とは別に組み立てることにしたわけです。そのことによって全校実施を5年間で行って、子どもたちの放課後がひとしく学校現場で継続することができるような形を整えた

いということでございます。

以上、お答えになっておりますでしょうか。

ほかにもございますでしょうか。

**○樺山委員** 一言お願いを申し上げます。今回こういう形で制度改革になりました。従来必ずしも適切に対応できなかった体制に関する新たな方向性が、ここで見出されることを私どもも期待しております。あくまでもこれは私どもを含む区民の方々の努力の結果でありますので、今後、課せられた課題は極めて大きいものがあると私たちも認識しております。

とりわけ区長その他皆様方をお願いしたいのは、この間、文京区の教育委員も決して問題がなかったわけではありませんが、具体的な問題が起こるたびごとに、教育委員会事務局の方のもとより、保護者の方々、PTAの方々、あるいは非常に旺盛な活動で支えてくださいます地域の方々がおいでになって、この方々の知恵で支えられてきたという側面が極めて大きい。その意味では文京区の教育が戦後 70 年近くの間につくり上げてきた成果、これを無視して今後の教育はあり得ないだろうと思われまますので、ぜひともそうした方々のご意見もいろいろな形で酌み取りながら、区長その他皆さん方が大綱あるいは方向性をお考えいただければと私ども考えております。よろしくお願い申し上げます。

**○成澤区長** ご趣旨に沿うように努力いたしたいと思っております。

**○清水委員** 3つの検討事項ということで1から3までございます。大変素晴らしいことだと思いますし、ぜひ今後の検討課題として加えていただければと思います。

具体的に大綱の中にこれを加える場合、例えばタイトルとして、対象期間とか、3つの視点とかございました。この場合は大きなタイトルとして課題ということでこの大綱に加えられるのでしょうか。あるいはそれは今後の検討事項ということでよろしいでしょうか。

**○成澤区長** 今日いただきましたさまざまなご意見を踏まえて、大綱のたたき台を次回にお示しをしたいと思います。その時点でどういう形でのたたき台をお示しできるのか、次回までに検討していきたいと思っております。

それでは、各委員からご意見等を承りました。先ほどお話をいたしました私の考えを含めまして、次回の総合教育会議におきまして、大綱のたたき台をお示ししたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### (3) その他

○成澤区長 続いて、次第のその他でございます。

事務局から何かございますか。

○企画政策部長 今後のスケジュールにもお示ししましたとおり、次回につきましては、例月の教育委員会の開催日程等も確認させていただきながら、別途ご案内したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。改めてご案内いたします。

### 3. 閉会

○成澤区長 それでは、これをもちまして平成27年度第1回総合教育会議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

(13:58)